

京都府公共調達改善の骨子 (中間報告)

平成19年3月19日

1 談合を防止する入札制度の改革

- (1) 一般競争入札の拡大
平成19年4月から1000万円以上の工事を対象に一般競争入札を拡大実施。
なお、府内中小零細企業に対しては、電子入札に対応できるよう努められている状況を勘案するとともに、制度の周知に必要な期間を考慮し、10月を目途に実施。知事会指針にある「地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る」ため、入札参加条件の地域要件を設定する場合であっても、応札可能者は概ね30者以上とする。(1)。
- (2) 指名業者数の拡大
災害復旧などの緊急を要する工事や1000万円未満の小規模工事については、当面、指名競争入札によることとし、この場合にあっても、競争性向上のため、指名業者数について、平成19年4月から、現行の概ね10者を概ね20者に拡大(2)。

(1、2 文化財修復技術や特殊技術等を必要とする工事において、応札可能者が限定される場合を除く。)
- (3) 総合評価方式の拡充
談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式については、平成18年度の試行(工事6件)の検証を基に、平成19年度においては、更に入札参加者の技術力などを適切に反映し、健全な企業がしっかり応札できる評価項目などを十分検討した上で、その拡充を図る。
- (4) 談合等不正行為に係るペナルティの強化
談合等不正行為に対しては、公正取引委員会の告発、談合・競売入札妨害等での逮捕など特に悪質な場合における入札参加(指名)停止期間について、現行の最大12箇月を最大24箇月とするなど、平成19年4月から大幅にペナルティを強化。
- (5) 電子入札の全発注案件実施
平成19年4月から、電子入札の対象を全ての発注案件に拡大。
また、説明会や模擬入札などを適時に実施し、府内中小零細企業に対する電子入札の一層の普及向上を図る。
- (6) 地域産業の育成と公正な競争の確保
災害が発生した場合に緊急出動するなど、安心・安全な地域づくりに重要な役割を担っている地元企業の技術力向上などを図りつつ、一層の公正な競争を確保するため、研修会等の施策を通じてその育成に努める。

2 官製談合の防止等

- (1) 倫理規程の制定
「京都府発注事務に関する職員倫理規程」を制定。(平成19年2月19日付)
- (2) 内部通報制度の充実
京都府内の弁護士事務所に独立した通報窓口を設置。(平成19年2月19日付)
- (3) 職員の再就職制限
退職後2年間は営業職への就任を制限しているが、さらに検討する。
- (4) 入札事務の事業担当部局からの分離
現在は、設計、入札から契約、施工に至る一連の事務手続きを工事発注部局において、一括実施しているところであるが、指名委員会及び入札監視委員会の所管並びに入札執行事務などの事務手続きを工事発注部局から切り離し、手続きの透明性をより高める体制づくりについて、平成19年度組織改正の中で検討中。